

## 8. 介護保険による住宅改修

### (1) 住宅改修費

在宅の要支援者・要介護者が一定の種類住宅改修を実際に居住する住宅について行ったときは、住宅改修費が支給されます。

ただし、申請をすれば必ず支給を受けることができるわけではなく、保険者である市町村が必要と認めた場合にのみ、支給を受けることができます。

#### ワンポイント 実際の支給額

支給額は、実際の費用の9割相当額となり、自己負担は1割となります。

(支給上限額は18万円)

例：対象の住宅改修にかかった費用が20万円 ⇒ 2万円自己負担・18万円支給

※支給上限額の範囲内であれば、複数回に渡り支給を受けることもできます。

### (2) 支給限度額の例外

一度上限額まで支給を受けた場合でも、以下の場合には、再度支給を受けることができます。

- ① 転居した場合。
- ② 最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して、要介護等の区分が一定以上重くなったとき。



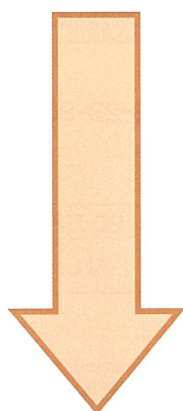
段階	要介護等の区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2・要介護1
第1段階	要支援1

### (3) 住宅改修費の対象となる住宅改修

この制度を利用できる住宅改修は、以下の6種類ですが、利用に際しては取扱いが定められていますので、詳しくはお住まいの市町村役場の担当窓口までお問い合わせください。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取り替え
- ⑤洋式便所等への便器の取り替え
- ⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### (4) 支給までの流れ



- ①住宅改修についてケアマネジャー等に相談
- ②支給申請手続き（1回目＝事前提出）
- ③施工 ⇒ 完成
- ④支給申請手続き（2回目＝事後提出）
- ⑤住宅改修費の支給

#### ワンポイント

#### 申請は2回必要

支給申請手続きは、施工工事の前後に2回（事前・事後申請）行う必要があります。ただし、施設入所者等が退所後の受入れのため、あらかじめ住宅改修に着工するなど、やむを得ない事情がある場合にのみ、改修完了後に事前申請時の際に必要な書類を提出することが認められます。